

津和野町特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成19年法律第52号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づく特定居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第28条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定居住支援法人指定申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第29条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第28条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当する法人であること。

ア 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する

特定非営利活動法人

イ 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人

ウ 特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社

(2) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。

(3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 津和野町暴力団排除条例(平成24年津和野町条例第3号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

(4) 申請者が、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配するもの又は津和野町暴力団排除条例施行規則(平成24年津和野町規則第7号)第2条各号のいずれかに掲げる暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者が行おうとする業務の内容が、本町の2地域居住の促進に係る施策の方針に適合し、かつ、その効果的な推進に資するものであること。

(9) 申請者が、本町の地域の実情に精通し、町内において業務を円滑かつ継

続的に遂行できる体制を有していること。

(10) 申請者に町税の滞納がないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年間とする。ただし、再指定を妨げない。

3 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、特定居住支援法人指定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第5号)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第28条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

3 町長は、支援法人が第3条の規定による指定を受けた法第29条の業務について、適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第30条第1項の規定に基づき、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第7条 町長は、法第30条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同条同項の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第6号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。